

平成 24 年 度

八代市議会議会運営委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

1. 議会の運営に関する事項	1
1. 議長の諮問に関する事項	5
1. その他	13

平成 24 年 8 月 27 日 (月曜日)

議会運営委員会会議録

平成24年8月27日 月曜日

午前10時02分開議

午後11時10分開議（実時間 53分）

議会事務局首席
審議員兼次長 桑崎雅介君

議会事務局次長補佐
兼総務係長 澤井光郁君

○記録担当書記 桑崎雅介君
嶋田和博君

○本日の会議に付した案件

1. 議会の運営に関する事項

1. 議長の諮問に関する事項

（政治倫理について）

1. その他

（議員表決申告書について）

（議会棟喫煙所の設置について）

（夏季の服装について）

（午前10時02分 開会）

◎議会の運営に関する事項

○委員長（上村哲三君）では、皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

藤井議員がですね、少しおくれるようですが、先に始めときたいというふうに思います。

それでは、会議を始めます前に、さきの太江田委員の辞任に伴い、本日の会議から友枝委員が、新たな議会運営委員会の委員として出席されております。

友枝委員、よろしく願いをいたします。一言挨拶をお願いします。

○委員（友枝和明君）おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

ただいま委員長からお話がありましたとおり、太江田委員の後、招いていただきました。前回、1回議会運営の委員になったこともございましたが、それから離れておりまして、今回、皆さん方と一緒に勉強させていただきたいと思っておりますので、今後ともよろしく御指導のほどお願いいたします。（「よろしく願いします」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君）それでは、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

それでは、まず1、9月定例会の運営についてを議題とし、（1）付議案件の（イ）市長提出案件13件について説明を求めます。

○総務部長（木本博明君）はい、委員長。

○本日の会議に出席した者

委員長	上村哲三君
副委員長	大倉裕一君
委員	亀田英雄君
委員	田方芳信君
委員	友枝和明君
委員	藤井次男君
委員	前垣信三君
委員	前川祥子君
委員	松浦輝幸君
委員	松永純一君
委員	百田隆君
議長	古嶋津義君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

増田一喜君

○説明員等委員（議）員外出席者

総務部長	木本博明君
議会事務局長	田上高広君

○委員長（上村哲三君） はい、木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。では、改めましておはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

9月定例会に当初提出予定の議案は、全部で13件でございます。内訳は、お手元に配付してございます、ホッチキスどめでございますが、平成24年9月定例会提出予定議案にありますように、決算議案が2件、予算議案が2件、事件議案が7件、条例議案が2件の合計13件でございます。

まず、決算議案2件は、平成23年度の水道事業会計及び病院事業会計の決算につきまして、決算事務が終了し、また、監査委員の決算審査も終了いたしましたので、認定をお願いするものでございます。

次の予算議案2件でございますが、平成24年度の一般会計補正予算と介護保険特別会計補正予算の2件でございます。

まず、議案第87号の一般会計補正予算・第5号の補正額は、8億6940万円の予定でございます。8億6940万円でございます、一の予定でございます。

主な内容は、地域づくりチャレンジ推進補助金事業や介護基盤緊急整備特別対策事業、また、くまもと型飼料用の稲生産流通モデル推進事業など、国・県などの内示等に伴いますものが約4億1100万円。それから、本年の6月及び7月の梅雨前線豪雨に被災しました市道、林道、河川等の災害復旧費が約2億8000万円。それから、一中校舎の耐震改修事業に約1億800万円。その他緊急でやむを得ないものにつきまして補正をお願いするものでございます。

次に、議案第88号は、介護保険特別会計補正予算・第1号でございますが、これは平成2

3年度支払い基金交付金及び国・県支出金の超過交付分の返還金など4720万1000円でございます。

次に、事件議案7件でございますが、まず、議案第89号と90号の専決処分の報告及びその承認については、去る7月12日から7月14日にかけての梅雨前線豪雨により被災しました市道、林道等の土砂撤去など、緊急に対応した災害復旧費、一般会計補正予算第4号と、上水場埋没に伴います土砂撤去などに係る簡易水道事業特別会計補正予算・第1号でございまして、8月2日に専決処分を行ったものでございます。

次の議案第91号、92号は、市町村合併に伴い、構成市町村が8団体から現在の八代市と氷川町、2団体に減少しましたことから、組合を通さなくても両団体の連絡調整が円滑にできるようになったことなどによりまして、広域行政事務組合で所管いたしておりますふるさと市町村圏基金の廃止や共同処理する事務の一部廃止に伴う関係規約の一部変更などでございます。

次に、議案第93号、94号は、八千把土地区画整理事業に伴う市道路線の廃止、認定について、議会の議決を求めるものでございます。

次に、議案第95号は、（委員藤井次男君「おはようございます」と呼ぶ）八代養護学校の校舎改築に伴う土地の購入に関する財産の取得についてでございます。

それから、次に、条例議案は2件を予定いたしておりますが、議案第96号と97号は、いずれも災害対策基本法の改正に伴いまして、市の防災関係条例の一部改正を行うものでございます。

以上が9月定例会の当初に提出予定の議案13件でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長（上村哲三君） はい。説明が終わり

ましたが、何か質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) はい。それでは、次に、(ロ)先議案件はありませんか。

○総務部長(木本博明君) はい、委員長。

○委員長(上村哲三君) はい、木本総務部長。

○総務部長(木本博明君) はい。今回はございません。

○委員長(上村哲三君) はい。それでは、次に、(ハ)請願・陳情について説明を求めます。

○議会事務局長(田上高広君) はい、委員長。

○委員長(上村哲三君) 田上議会事務局長。

○議会事務局長(田上高広君) はい。おはようございます。(「おはようございます」と呼ぶ者あり)

それでは、(ハ)請願・陳情について御説明申し上げます。座りまして、御説明申し上げます。

配付資料の別添資料、請願・陳情をごらんいただきたいと思います。8月27日までに受理いたしました請願・陳情は、陳情2件でございます。

まず、陳情第5号・競輪場外車券販売所の設置についてでございますが、これは去る7月10日に受理したもので、陳情人は、八代市弥生町16-5、南松江町内会会長、上村國美さんから提出されたものでございます。

次に、陳情第6号・八代市発注の競争入札参加資格者選任についてでございますが、これは去る8月23日に受理したもので、陳情人は、八代市西松江城町10番33号、八代電気工事協同組合理事長、松永要さん外1団体から提出されたものでございます。

また、委員会への参考送付分といたしまして、お手元にコピーを配付いたしております

が、協議事項に記載の4件を受理いたしましたので、関係委員会へ参考送付させていただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長(上村哲三君) はい。説明が終わりましたが、何か質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) ありませんね。

それでは、次に、(2)市長追加提出予定案件15件について説明を求めます。

○総務部長(木本博明君) はい、委員長。

○委員長(上村哲三君) はい、木本総務部長。

○総務部長(木本博明君) はい。先ほどの9月定例会提出予定議案の1枚目の下のほうでございますが、追加予定議案、定例会の最終日の追加提出といたしまして、決算議案12件と人事議案3件を予定いたしております。

決算議案につきましては、議案第98号・平成23年度の一般会計決算と議案第99号・国民健康保険特別会計の決算などの特別会計決算11件でございます。

次に、人事議案といたしまして、次のページでございますが、議案第110号・人権擁護委員候補者の推薦については、人権擁護委員21名のうちお1人が本年12月31日をもって任期満了となられることから、その後任の委員候補者をお願いするものでございます。

それから、次に、議案第111号・教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、教育委員5名おられますうち1名の方が本年9月30日をもって任期満了となられることから、その後任をお願いするものでございます。

また、議案第112号・公平委員会委員の選任につき同意を求めることについては、公平委員3名のうちお1の方が本年9月30日をもって任期満了となられることから、その後任を

お願いするものでございます。

以上の3件でございます。

以上が追加予定議案でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） はい。説明が終わりましたが、何か質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。それでは次に、（3）会期の決定について協議いたします。

まず、招集日について報告を求めます。

○総務部長（木本博明君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい。招集日についてでございますが、9月3日月曜日午前10時からお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） それでは、会期についてお諮りいたします。

会期日程についてはいかがいたしましょうか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 委員長の私案はございませんか。

○委員長（上村哲三君） はい、お待ちください。じゃあ、委員長私案をお配りいたしますので、お待ちください。

（書記、委員長腹案配付）

○委員長（上村哲三君） それでは、念のため、事務局より説明いたさせます。

桑崎議会議務局次長。

○議会議務局首席審議員兼次長（桑崎雅介君）

はい。皆さんおはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

委員長腹案ということでございますので、ただいま配付の9月定例会日程（委員長腹案）に

ついて御説明させていただきます。済みませんが、座って説明させていただきます。

9月3日月曜日の午前10時が開会ということでございます。翌日4日火曜日が質疑・一般質問の締め切り日となります。締め切り時間は午前10時となります。また、9月10日月曜日から13日木曜日までが質疑・一般質問、翌14日金曜日が質疑・一般質問の予備日ということになります。翌週から委員会でございますが、月曜日が敬老の日となりますので、火曜日18日が経済企業委員会、19日水曜日が建設環境委員会、20日木曜日が文教福祉委員会、21日金曜日が総務委員会ということになります。最終日につきましては、9月25日火曜日午後2時から本会議開会ということでございます。

議会運営委員会、全員協議会の開催についてでございますが、開会日の9月3日午前9時から議会運営委員会、9時半から全員協議会となります。また、12日水曜日、本会議の一般質問終了後、議会運営委員会となります。最終日の9月25日火曜日でございますが、午後1時から議会運営委員会、午後1時30分から全員協議会となります。

以上が委員長腹案でございます。

○委員長（上村哲三君） ただいまの案について、何か御意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、お諮りいたします。

9月定例会の会期は9月3日から9月25日までの23日間とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（4）その他について何かありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい、委員長。
○委員長（上村哲三君） はい、亀田委員。
○委員（亀田英雄君） 会期の決定がなされたから、ちょっとお話しさせていただきますが、今回の補正予算は災害分が2億あっちゅうことですよね。2億1000万だったかな。（「2億8000万」と呼ぶ者あり）2億8000万。結局、議会先議はなかつた話なんですけど、議会を3日に開会して、25日に閉会ちゅうことで、1カ月がたってしまうんですね。7月の災害で7月、8月、9月と3カ月進んで発注という形になっていきますけど、災害分だけ引っ張り出してですね、先議という格好はとれんもんだらうかと、緊急を要せんという話なんですけど、なんですばってん、その辺の関係について、ちょっとわかる範囲でですたい。できれば、災害分はそれだけ引き出して、先議でかけていく、もう3日に可決すれば1カ月早くなるわけですけど、そういう形で対応していただければなというふうに思うとですたい。

入札が間に合わぬとか、いろんなくあいのあつとでしようばってんが、よう言われるとですたい、災害でしとってから、議会が通らぬけんって言われるもんですけん、どげんかしてくださいよという話になるもんですけん、そのような話ばさせていただくとですけど、災害部分だけ引き出してですね、先議対応という形はでけぬもんかというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） 木本総務部長。
○総務部長（木本博明君） はい。それらに関しましては、8月末から9月前半にかけて、災害の査定ということで、国あたり、財務省とか農林水産のほうからですね、調査に来ますので、その調査によって、また予算も変動しますもんですから、ちょっと時間のずれといいますか、時間がかかりますので、今回はこのようにさせていただきました。

○委員長（上村哲三君） 亀田委員、よろし

い、——はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 対応できる部分についてはですね、なるだけ早よして、早目の対応をですね、お願いしたいというふうに思います。

○委員長（上村哲三君） はい、木本総務部長。

○総務部長（木本博明君） はい、そのようにさせていただきますと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎議長の諮問に関する事項（政治倫理について）

○委員長（上村哲三君） それでは次に、2、議長の諮問に関する事項を議題といたします。

それでは、（1）政治倫理についてでございますが、前回の委員会の中では、自民党からのたたき台として提出されておりました見直し案の内容説明が自由民主党絆・松浦代表からあり、あわせて説明に基づく資料の提出がなされておりました。

については、その資料を会派は持ち帰り、協議となっておりますので、各会派より、その結果について御報告を願います。

まず最初に、自由民主党礎・友枝代表——。最初に、自由民主党絆の松浦代表、お願いします。（「提案者だいけんよかつじゃない」と呼ぶ者あり）

じゃあ、最初に、——次に、自由民主党礎・友枝代表、お願いいたします。

○委員（友枝和明君） はい。私も政治倫理につきましては関心を持っておりますし、今までも勉強会とか委員会にも出席もしておりませんので、一度、委員長……。

○委員長（上村哲三君） 次に、自由民主党和の田方代表、お願いします。

○委員（田方芳信君） はい。うちのほうも松

浦幹事長のほうから提案してあるとおりでございますので、もう提案者の1人でございますので、よろしく願いしておきます。

○委員長（上村哲三君） 次に、新生会の藤井代表、お願いします。

○委員（藤井次男君） はい。前回は申し上げましたとおり、現状維持をお願いします。

○委員長（上村哲三君） 自民党のたきたき台については、何も意見はありませんでしたか。

○委員（藤井次男君） いや、別段改正する気持ちは、改正する議論はありません。

○委員長（上村哲三君） 次に、改革クラブの亀田代表、お願いします。

○委員（亀田英雄君） はい。条例の形骸化ということで提案がなされとりますが、このことをテーマにするのならですね、もっと全体的にひらってすべきじゃないかなというふうなことでですね、そのことに話が集中しました。業者を取り締まるものではないと。議員、市長を取り締まる、——取り締まるちゅうか、対しての倫理条例だからというような話もありまして、そのことに話が集中しまして、これだけで結論が出るものかなという話でとまりました。

○委員長（上村哲三君） 最後に、市民クラブの大倉代表、お願いします。

○委員（大倉裕一君） はい。検討するという部分についてはですね、やぶさかではないんですけども、恐らく見解の相違というようなところで、平行線をたどる一方ではないかなというふうな意見が出ました。

あと、この政治倫理条例というのが、長期間といますか、1年以上かけてですね、制度化されたという部分も含めると、ほかに政治倫理の部分のですね、項目として見直ししたりする部分もあるんじゃないかなという意見が出た中で、やはり長期間かけて検討していく必要があるんじゃないかなというふうな意見が出たところで。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりました。

それでは、ほかの委員さんにお尋ねいたしますが、御意見等ございませんでしょうか。

○委員（松浦輝幸君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） 今、大倉委員のほうからもありましたが、長期にわたってすべきことには、私は異論はなかつです。恐らくですね、今のこの雰囲気から察したら、平行線をたどるんじゃないかなという感がしてなりません。

そこでですね、もう一度、我々じゃなくて、議運じゃなくして、議長の諮問機関とかいろいろそうしたもののなかからですね、やっぱり検討委員会とか、——政治倫理に対する検討委員会とかそうしたものを設置し、そちらの方向からですね、徐々に検討してもらった方がいいんじゃないかなというふうに思っております。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） ないようでしたら、しばらく小会します。

（午前10時22分 小会）

（午前10時30分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

ほかに御意見ありませんか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（上村哲三君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） はい。今、松浦代表の話を受けての話になるかと思いますが、なかなかこの委員会では道が開けないという感じがします。1年5カ月前回はしたと、要したということでもありますし、議論をここで打ち切るわけじゃなかつですが、次の議会に、このことだけをですね、どういう形か、皆さん申し送ると

いう形でどげんか検討でけぬものでしょうかというふうに思いますが。

○委員長（上村哲三君） はい、ありがとうございます。

皆さん、いかがでしょうか、ただいまの御意見に対して。異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。

ほかには意見ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、ないようですので、お諮りをいたしたいと思います。

政治倫理については、これまでの論議の過程において、府中市の司法判断の動向も踏まえて考えなければならず、ここで拙速な結論を出すべきではなく、今後も慎重な論議が必要であると考えられることから、協議をこの際中断することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、政治倫理が再び協議の場に上げられるまでの間、我々議員は、この政治倫理条例が制定当初の趣旨である、市政の担い手である市長、副市長及び市議会議員の人格と倫理を確立し、市政に対する市民の信託に応えると同時に、市民の市政に対する正しい認識と自覚を仰ぎ、清浄で民主的な市政の実現に寄与するものであることをいま一度認識し、34名の議員が一層遵守していく努力をすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

なお、再開については、委員長、副委員長の協議のもとで判断をさせていただきたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、以上で、平成22年9月17日に議長から諮問されました事項については、委員各位の御協力で、今回をもって一応の方向性が見出せました。

これまで委員会で結論が出た項目については、昨年の3月、9月の本会議で中間報告をいたしております。

それ以降の委員会で結論が出たものとしては、本日の政治倫理も含めて、政務調査費使途公開・視察報告書公開に関しての情報公開について、政務調査費使途基準・交付対象について、友好都市北海市訪問について、議会広報・議会報告会について、議会基本条例の制定について、議長選挙における Manifesto の導入についてでありました。

この中で、昨年の11月21日に決定されました政務調査費使途公開・視察報告書公開に関しての情報公開については、その取り扱いとして、この情報公開については、今後積極的に公開していくこととし、その方法は事務局と協議するとされておりました。

この情報公開の方法を具体的にどうするか、この際、協議をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

方向性は定まっておりましたが、協議が行われておりませんでしたので、この情報公開の方法をどうするか協議をいたしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、協議を進める上で、事務局から考えられる方法の案が提示されましたので、資料を配付いたします。

（書記、資料配付）

○委員長（上村哲三君） それでは、ただいま配付の資料について、事務局から説明を求めます。

○議会事務局長（田上高広君） はい。

○委員長（上村哲三君） はい、田上議会事務局長。

○議会事務局長（田上高広君） はい。ただいまお配りいたしました政務調査に関する資料につきましては、澤井次長補佐兼総務係長に説明をいたさせます。よろしくお願ひいたします。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、澤井次長補佐兼総務係長。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい。おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）それでは、座って説明させていただきます。よろしくお願ひします。

それでは、ただいまお配りしました資料をごらんいただきたいと思ひます。

平成23年の11月21日でございますが、議会運営委員会におきまして、政務調査費の用途を積極的に公開するというところで決定をいただいたところでございます。

そこで、まず、資料の1枚目と2枚目と3枚目でございますが、八代市議会政務調査費使途基準に係る申し合わせの関係部分でございますが、第4項を改正する必要があると思われま

す。資料1-1と1-2と1-3でございますが、1-1が改正前の現行の申し合わせでございます。1-2が改正案、1-3が新旧対照表となっております。1-3の新旧対照表のほうでござらんいただきたいと思ひます。

改正前の領収書の関係書類とともに提出された収支報告書は、情報公開制度において公開する扱いとする、という文言を、政務調査費の使途は積極的に公開することとし、収支報告書等の関係書類は、情報公開条例に基づく公開請求によらず、積極的な情報提供により公開するこ

ととする、という条文に改める改正案でございます。

まず、この条文でよろしいのか、御審議方、お願ひしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） はい。ただいま澤井次長補佐兼総務係長から説明がありました条文の改正については、皆さん、いかがでしょうか。（委員松浦輝幸君「これでいいと思ひます」と呼ぶ）

はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） そのときに慎重に審議した結果ですから尊重したいと思ひますが。

○委員長（上村哲三君） じゃあ、具体的にはこのような改正でいいということですね。

ほかにありませんか。

○委員（松浦輝幸君） はい。

○委員長（上村哲三君） 松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） 私もこれでいいと思ひます。

○委員長（上村哲三君） はい。ほかにござんせんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。それでは、お諮りをいたします。

八代市議会政務調査費使途基準に係る申し合わせについては、ただいま御協議いただいたとおりとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、政務調査費の使途公開及び視察報告書公開について並びにホームページに掲載する、（委員松浦輝幸君「それはまだ先じゃない」と呼ぶ）まだ。もとい、それでは、続けて説明をお願ひします。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい、委員長。

続きまして、政務調査費の使途公開と視察報

告書の公開の方法について御説明をいたします。

資料の2-1をごらんいただきたいと思います。両面コピーになっております。政務調査費の使途公開及び視察報告書公開の方法についてでございますが、まず、公開の方法は2つ考えられると思います。1つが書類を設置する方法で、もう一つがホームページに掲載する方法でございます。まず、どの方法で実施するかということでございます。

次に、2つの方法について、それぞれ御説明したいと思います。

まず、1の書類の設置による方法でございますが、設置する場所、内容、公開対象年度、書類を設置する時期についてお決めいただく必要があると思います。

まず、①場所ですが、書類をどこに設置するか、こちらにつきましても、ここに書いてありますが、市役所1階情報プラザ、ほかに各支所5カ所ございます。それから、各出張所10カ所などが考えられます。

次に、②内容でございますが、どの書類の写しを設置するかでございますが、こちらにつきましても、各会派の収支報告書の写し、各会派の会計帳簿の写し、各会派の領収書の写し、それから、各会派の視察報告書の写しなどのどれを設置するかということになります。

ここで、例えば領収書などを設置しない書類がある場合につきましては、議会事務局内で情報公開請求によらず閲覧できるというような取り扱いも必要になるかと考えております。

次に、③公開する対象年度でございますが、こちらは平成23年11月に当議会運営委員会で決定されておりますので、その平成23年度分からとするか、その前の平成22年度分からとするか、本市議会の第2期が始まりました平成21年後期分からとするか、または、それ以前とするかということになります。

4つ目に、これは事務的なことでございますが、④毎年の書類の設置時期でございますが、これは前年度の書類をいつまでに整理して設置するかということでございます。4月30日までに各会派の経理責任者の方から収支報告書が提出されます。それが5月中旬ごろに監査委員の随時監査を受けまして、その後書類の補正・整備を行います。それから、設置用の写しを作成するという作業手順になりますので、事務局といたしましては、6月15日までにという設定であれば対応可能であると考えているところでございます。

続きまして、裏面でございますが、2、ホームページに掲載する方法でございます。こちらは書類を設置する方法と同様に、場所、内容、対象年度、設置時期について御決定いただく必要があります。

まず、①場所ですが、市の公式ホームページの中に市議会の部屋というのがございます。こちらには、今、議会の日程とかいろいろ掲載してございますが、そちらの中に掲載するという方法が考えられます。

次に、②内容につきましても、書類と同じですが、各会派の収支報告書の写し、各会派の会計帳簿の写し、各会派の領収書の写し、各会派の視察報告書の写しなどのどれを掲載するかということになります。

他市のホームページを見たところでございますが、各会派の収支報告書の写しのみを掲載している市が最も多い状況でございます。それに加えまして、各会派の会計帳簿の写しも掲載している市も幾つかございました。領収書の写しまで掲載している市は少ない状況でございます。

ここで、先ほど書類のところでも申し上げましたが、ホームページ上でも情報プラザ等でも公開しない書類がある場合につきましては、議会事務局内で閲覧できるようにするということが

考えられまして、その場合には、資料2-2の一番最後の資料になりますが、裏面の真ん中あたりに、議会事務局で閲覧できる、そのような内容の掲載をホームページにする必要もあろうかと考えております。

次に、③公開対象年度につきましては、書類設置による場合と同様でございます。23年1月に決定されておりますので、23年度分からとするか、22年度分からとするか、第2期が始まりました平成21年後期分からとするか、または、それ以前からとするかというところでございます。

④掲載時期でございますが、こちらも書類の場合と同様、6月15日までにという掲載時期であれば対応可能であるかなと考えておるところでございます。

続きまして、一番最後の資料、資料2-2をごらんいただきたいと思いますが、ホームページに掲載する政務調査費に係る記事内容についての案でございます。

まず最初に、政務調査費の内容につきまして、政務調査費はどのようなものであるかというのを簡単な説明文を入れます。それから、本市、八代市における政務調査費の概要としまして、交付の対象、交付額、交付の方法についての説明文、また、政務調査費に関する条例、規則、先ほど御決定いただきましたが、使途基準に関する申し合わせの条文、こちらの条例、規則、申し合わせ等を掲載してはいかがかと考えております。

そして、裏面でございますが、収支報告書の公開の項目で、公開の目的についての説明文、なぜこれを公開するのかという説明文でございます。

それから、情報プラザ等で公開していることについての案内、また、情報プラザでもホームページでも公開しない書類は、議会事務局で閲覧できることについての案内ということになり

ます。

それから、一番最後に、今回の対象、公開の方法ということで、ホームページ上での公開としまして、まず、使途を記載した収支報告書を年度ごとに掲載いたします。それを見たい年度をクリックすると、収支報告書、後ほど御決定いただく形になると思いますが、その写しが見れるようにするものでございます。

そして、視察報告書の公開ということも決定いたしておりますので、これをホームページに掲載するかどうかというのもまず御決定いただくことになると思いますが、もし載せる場合は、その年度をクリックすると、その収支報告書の写しが見れるというようにするものでございます。

以上の内容につきまして、御審議方よろしくお願いたします。

○委員長（上村哲三君） ただいまの説明に対して、何か質疑、意見等ございませんか。

○委員（大倉裕一君） 済みません、事務局のほうに質問を。

○委員長（上村哲三君） 大倉委員。

○委員（大倉裕一君） 掲載時期ということで、6月15日まで、6月30日まで、この意味をちょっと具体的に説明をいただければと思うんですけど。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） 澤井補佐兼総務係長。

○議会事務局次長補佐兼総務係長（澤井光郁君） 収支報告書といたしますが、3月31日に年度が終わりまして、4月30日までに議長に提出されます。それをすぐは掲載できませんから、監査がありまして、書類を整理を行いまして、それをコピーしまして、ですから、6月、例えば15日までに掲載すると、これが例えば、「までに掲載すると書いとけば」と呼ぶ

者あり) 6月15日までに、ですから、6月15日以降は完全に見れますよという形で考えていただければいいと思います。ですから、それが前になる可能性もあります。

○委員(大倉裕一君) はい。

○委員長(上村哲三君) 大倉委員。

○委員(大倉裕一君) ということは、書類の設置時期も同様に考えていいということで理解していいですね。

○議会事務局次長補佐兼総務係長(澤井光郁君) はい。

○委員長(上村哲三君) ほかにございませんか。

○委員(松永純一君) はい。

○委員長(上村哲三君) はい、松永委員。

○委員(松永純一君) はい。事務局にお尋ねですが、一般的に政務調査費を使って視察、研修をした場合には、政務調査費の附属書類というか、添付書類として視察報告書は提出していただろうというふうに思うわけです。ですから、政務調査費と視察報告書を分ける必要はないだろうと思うんですが、この掲載についてですね、個人的にはペーパーによるものとホームページによるもの、積極的公開ですから両方やったほうがいいんだろうと思うんですが、ボリュームがかなりありますよね。収支報告書だけというようなこと、あるいは会計帳簿、領収書ぐらいまでだったら大したことないんですが、その後に視察報告書、その復命書なり、あるいはその添付書類となると、結構のボリュームがありますから、まず、それをだれが掲載するのかですかね。ペーパーだったら、例えば会派の会計の人が、ペーパーだったら何部要るんですかね、1、6、10、16とか20カ所ですね。それをコピーして、それぞれのところに配布するのか、ホームページは、だれが掲載をするのか、それによって多少違うと思うんですが、そのあたりはどういうふうにされるの

か。

○議会事務局次長補佐兼総務係長(澤井光郁君) はい。

○委員長(上村哲三君) 澤井次長補佐。

○議会事務局次長補佐兼総務係長(澤井光郁君) はい。書類による方法につきましても、ホームページによる方法につきましても、作業につきましては事務局のほうでしたいと考えております。ホームページは、事務局のパソコンでしか入れませんので、そのあたりはもう。ですから、ただいま議員さんが申し上げられ、一言われましたように、ボリュームがかなり大きくなりますので、そのあたりはちょっと御検討いただいて、御決定いただければと思います。

○委員(松浦輝幸君) はい。

○委員長(上村哲三君) はい、松浦委員。

○委員(松浦輝幸君) はい。そこが問題なの。これ、積極的に公開することには異論はないんですが、ただ、何を公開するかで決まると思うんです。

まず、私は個人として、収支報告書だけでいいかなと思っていますが、まず、それを決めてから、そして、方法をホームページにするのか、閲覧するのかに入っていく方がいいんじゃないかと思いますが。

○委員長(上村哲三君) ほかにございませんか。

○委員(前川祥子君) はい。

○委員長(上村哲三君) はい、前川委員。

○委員(前川祥子君) はい。ボリュームがあると経費もかかるのでしょうか。そこもお伺いしたいんですけど。

○議会事務局次長補佐兼総務係長(澤井光郁君) はい、委員長。

○委員長(上村哲三君) はい、澤井次長補佐。

○議会事務局次長補佐兼総務係長(澤井光郁

君) ホームページに関しましては、経費というのはほとんど出てこないと思うんですけど、枚数が多くてもですね。書類設置につきましては、それだけコピーをしないといけないということで、設置場所も多くなりますと、それだけ枚数も多くなりますので、多少は費用はかかるかなと思います。

○委員(松浦輝幸君) はい。

○委員長(上村哲三君) はい、松浦委員。

○委員(松浦輝幸君) はい。だから、私とは、とにかく収支報告書だけで、ホームページあたりに掲載すればいいのかなと思っています。

○委員長(上村哲三君) ほかに御意見ございませんか。

○委員(前垣信三君) はい。

○委員長(上村哲三君) はい、前垣委員。

○委員(前垣信三君) はい。今、松永委員さんがおっしゃったみたいに、積極的ですから、近く支所に置くなりホームページでもいいんですけど、簡単なところからいきますと、4番はもうこれは機械的に、この日時だと思えますね。あとは公開年度をいつにするかとかこういう簡単なのを決めといて、そして、ホームページにするのか、どうするのかを決めたらどんなでしょうか。

○委員長(上村哲三君) 皆さん、意見いかがでしょうか。

はい、亀田委員、どうぞ。

○委員(亀田英雄君) はい。積極的な取り組みですね、大変評価しております。

せっかくですけん、これだけのものは、ぜひ実現していただきたいというふうに思いますが、広く意見を求めたいと思うんですよ。だけん、よかければ持ち帰らせていただいて、協議させていただければというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○委員長(上村哲三君) ほかに。ただいま亀田委員から、一応項目も多いですね、ただい

ま効率にかかわる意見も出たことからですね、それも持ち帰って、広く議員さん方の意見を聞いてというような意見が出ておりますが、皆さんいかがでしょうか。

今回は持ち帰るということによろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(上村哲三君) その中でも、ただいま前垣委員やら松永委員、前川委員から、松浦委員から出ましたような意見をですね、もとに、やっぱりぜひ会派に持ち帰っていただいてですね、議論を深めていただいて、次回に報告をいただければというふうに思います。

○委員(大倉裕一君) もう一つよろしいですか。

○委員長(上村哲三君) はい、いいですよ、どうぞ、大倉委員。

○委員(大倉裕一君) 持ち帰りということで、よろしければ、その持ち帰って検討していただく中にですね、書類をどの期間設置をするのか、もうずっと置きっぱなしということで情報公開するのか、もしくは、5年とか3年とかですね、そういう年度を切るのか。

それともう一つは、ホームページでやる場合もですね、同じく資料の量が多くなってきますと重くなるというですね、システム上のリスクも出てくる部分もありますので、そのあたりも含めて、会派で検討いただければ幸いかなというふうに思います。(「年度。前年度まで」と呼ぶ者あり)

○議会事務局次長補佐兼総務係長(澤井光郁君) はい。

○委員長(上村哲三君) はい、澤井次長補佐。

○議会事務局次長補佐兼総務係長(澤井光郁君) 設置期間でございますが、条例のほうですかね、提出された収支報告書は5年間、議長が保存するというのがございますので、一応目

安として5年はあるのかなど。それをどこから始めるかということでございますが、でございます。

○委員長（上村哲三君） 5年間もホームページにアップしとったら相当なボリュームだろう、これは。それは単なる保存期間の話だろう、それは。保存期間の話だから、アップする、公開として、書類で出す場合には、こうしたらいいちゅうのも話し合ってきてもらえばいい。3年とか1年。（「5年間、置く必要なかよ」と呼ぶ者あり）普通は3年見てもらえばいいのなかと思う。（「経験者は3年でよかつたろうと思う」と呼ぶ者あり）そういう感じだろうと思います。

それじゃ、ただいまの大倉委員の意見も含めてですね、皆さんお願いしたいと思います。

それでは、いろいろ御意見があるようですので、本日の協議結果を各会派にお持ち帰りいただき、各会派でも協議を深めていただいた上で、次回、再度御協議いただきたいと思いますですが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。（「委員長、ちょっと。次回、委員長、よか」と呼ぶ者あり）

ちょっと小会します。

（午前10時52分 小会）

（午前10時53分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻します。

◎その他

○委員長（上村哲三君） 次に、3、その他について何かありませんか。

○議会事務局長（田上高広君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） 田上議会事務局長。

○議会事務局長（田上高広君） はい。その他につきましては、3件ほどございます。座りまして御説明申し上げます。

まず、1件目でございますが、7月臨時会におきまして、試行的に実施し、9月定例会より本格実施となります議員表決申告書の件でございます。

7月の臨時会で実施しました結果を申し上げますと、出席議員の全員の方の御協力によりまして、予定どおりに実施することができました。

ただ、提出をいただきました議員さんの方から御意見もいただいております。その内容といたしましては、何を表決し、何を表決しないのか明確な基準を示していただきたいと申告書に記載されておりました。

もう一つは、申告書の欄外に、農業委員会委員の推薦については賛成ですと記載されておりました。

前は市長提出議案のみを対象とし、農業委員会委員の推薦についての表決につきましては対象外といたしておりました。

そこで、9月定例会より本格実施となりますことから、再度御協議いただければと思います。

また、前回、欠席議員もいらっしゃいましたので、議席で記入された申告書は、クリアファイルに入れたままの状態で退席されるようにと、このようにテプラで明記したいと考えております。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） ただいま説明が終わりましたが、質問があれば願います。

○委員（亀田英雄君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 質問というわけじゃなかつたですが、結局、広報委員会からの申し出を受ける形でした話ですよ。広報委員会がどの

ような形での広報を考えておられるかという
ば聞く必要があつとかなというふうにも思うわ
けなんです、どげんしたのがよかですかね。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりまし
た。

じゃあ、広報委員長、増田副議長、ただいま
ですね、議会事務局からの説明では、執行部提
出議案以外ですね、いろんな、例えば議案と
しての人事案件、副市長、公平委員、監査委
員、選管委員、教育委員、人権擁護委員、固定
資産評価委員、固定資産評価審査委員、それか
ら、その他の議決事項としてですね、正副議長
選、農業委員の推薦同意、請願・陳情、議員発
議案、これの賛否というような部分がですね、
前回はあっておりません。ということで、広報
委員会としてはどのように考えますか。

どうぞ、増田広報委員長。

○委員外議員（増田一喜君） 一応、事務局長
が言われたように、議会のあれですね、市長提
案の案件ということで考えてはおったところ
ですけども、今言われたように、人事案件につ
いてはどうかとかですかね。正副議長の部分
は、多分公の人たちだから公開してもいいんじ
ゃなかろうかなと、出してもいいんじゃないか
なとは思いますが、ほかの委員さんのと
ころは、まだ、やはり個人のプライバシーもあ
ろうかと思しますので、そういうことも、一応
ここではどうということは、私一存では言えま
せんので、広報委員会のほうでそれを審議させ
ていただきたいと思っております。よろしくお
願ひいたします。

○委員長（上村哲三君） 亀田委員。

○委員（亀田英雄君） そこを配慮したほうが
よかつじゃなかろうかというふうに思うとす
がね、いかがでしょうか。

広報委員会にですたい、広報委員会から上が
ってきた話だと。副議長がそこでしたという
話ですけん、そこを待つべきじゃなかかなと。

○委員長（上村哲三君） はい、わかりまし
た。次回の広報委員会はいつですか。予定は大
体いつごろ。（「9月の本議会が終わってか
ら、最終日にやるのはやる」「そしたら、皆さ
んでもう決めよう」「ちょっと小会して」と呼
ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） しばらく小会しま
す。

（午前11時00分 小会）

（午前11時06分 本会）

○委員長（上村哲三君） それでは、本会に戻
ります。

亀田委員。

○委員（亀田英雄君） 前回は農業委員だっ
た、人事関係はいろいろ配慮が必要なよう
です、人事関係以外を、今度9月の広報に載せ
るようにして、広報委員会ですね、その辺の
線引きを検討していただけたらというふう
に思います。

○委員長（上村哲三君） それでは確認で
すが、9月定例会では、議員表決申告書は人事
案件を除く、今回からは請願・陳情、その他
議員発議等も表決を確認をするということ
ですね。それでよろしいですか。

○委員（亀田英雄君） はい。

○委員長（上村哲三君） ただいま亀田委員
からそのような意見が出ましたが、皆さん
いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、議員表
決申告書の取り扱いについては、ただいま
御協議いただいたとおりとすることに御
異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認
め、そのように決しました。

ほかにありませんか。

○議会事務局長（田上高広君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） 田上議会事務局長。

○議会事務局長（田上高広君） はい。2件目は、議会棟喫煙所の設置についてであります。座りまして御説明申し上げます。

この件につきましては、平成22年2月25日付で、厚生労働省から全国の市町村に対して、受動喫煙防止対策についての通知がありまして、多数の者が利用する公共的施設、特に官公庁や医療施設については全面禁煙とすることが望ましいとの内容であり、これを受けまして、本市では屋外に喫煙所を設置し、庁舎内は全面禁煙することが決定されております。

そこで、当議会においても昨年の11月14日に各派代表者会が開催され、協議が行われまして、その結果、庁舎内が全面禁煙になるのであれば、議会も協力しなければならないとの御決定がなされたところでございます。

喫煙所の設置場所及び内容等については、議長、副議長に相談の上、議会棟駐輪場の北側1区画の幅2メートル30センチ分を利用した屋外喫煙所の設置が決定されまして、8月6日に工事に着手し、8月24日に完成を見たところでございます。

ちなみに、執行部では、昨年末に庁舎北側に喫煙所が設置され、12月29日より議会棟を除く庁舎内が全て禁煙となっております。

このようなことから、屋外の喫煙所の設置後は、現在、議場横に設置してあります分煙機については、速やかに撤去したいと考えております。

議員の皆様方におかれましては、喫煙所の使用につきまして御協力をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） 質問があれば願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。喫煙所設置のお知らせと協力依頼でございました。

ほかにありませんか。

○議会事務局長（田上高広君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、田上議会事務局長。

○議会事務局長（田上高広君） はい。最後に3件目でございますが、夏季の服装についてでございます。座りまして御説明申し上げます。

この件につきましては、6月定例会におきまして、エコスタイル、すなわち上着を着用しない、それからノーネクタイとすることを御決定いただいております。

そこで、9月定例会におきましても、エコスタイルとするかどうかにつきまして御決定いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（上村哲三君） はい。ただいま説明が終わりましたが、質問があれば願います。

（「そうしましょう」「エコしましょう、エコ。9月まで」と呼ぶ者あり）

○委員（松浦輝幸君） はい、委員長。

○委員長（上村哲三君） はい、松浦委員。

○委員（松浦輝幸君） 非常に、まだまだ暑いございますので、9月までエコということをお願いをしたいと思います。

○委員長（上村哲三君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） それでは、お諮りします。

9月定例会における服装については、6月定例会、7月臨時会と同様に、軽装、上着無着用、ノーネクタイとすることといたしたいが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） 御異議なしと認め、
そのように決しました。

その他について、ほかに何かありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（上村哲三君） はい。

それでは、以上で本日予定いたしました案件
については終了いたしました。

次に、次回開催日の件でございますが、来月
は定例会となりますので、10月の第3火曜
日、10月16日火曜日となりますので、よろ
しくお願いいたします。

もう一度言います。10月の第3火曜日、1
0月16日議会運営委員会、午前10時という
ことでよろしくお願いいたします。

それでは、以上で、議会運営委員会を閉会い
たします。

（午前11時10分 閉会）

八代市議会委員会条例第30条第1項の規定に
より署名する。

平成24年8月27日

議会運営委員会

委員長